

## 資料 0-1 職業訓練上特別な支援を要する障害者

### 1 要件

職業訓練上特別な支援を要する障害者（以下「特別支援障害者」という。）とは、平成 20 年 7 月、厚生労働省で設置された「障害者職業能力開発推進会議」の報告書において、次のような概念整理の上の要件が定められている。

- (1) 一般的な集合訓練の実施に困難な面があり、障害の態様に応じた個別的対応を特に要する障害者
- (2) 障害の態様に応じた職業訓練に関わる技法・経験がまだ十分蓄積されておらず、新たな技能習得ノウハウの開発・試行等の対応を要する障害者
- (3) 特別な支援を要する障害者に対して適切に対応できる精神科医などの専門家や支援者等（障害者職業能力開発校において一般的に配置されていない者）との継続的な連携・協力を要する障害者

### 2 具体的範囲

1 に該当する障害者の具体的範囲については、当面以下の者とされている。

- (1) 視覚障害 1 級・2 級の者
- (2) 上肢障害（脳性まひによる上肢機能障害者を含む。） 1 級の者
- (3) 2 級以上の両上肢機能障害及び 2 級以上の両下肢機能障害を重複する者又は 3 級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び 3 級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者
- (4) 体幹障害 1 級・2 級であって、特に配慮を必要とする者
- (5) 精神障害者
- (6) 発達障害者
- (7) 高次脳機能障害者